

會社側は豫想もせざる罷業突發に對し直ちに他行中の内田常務取締役の狀況を通知し歸郷方を要請すると共に近在の福岡バス、九州鐵道バス、筑前參宮鐵道バス、白井バス等各社より代用車として十數臺のバスを借入更にハイヤ三五臺と電車數臺（常務員監督、操車係にて運轉）を以て儼かに旅客の運轉に努めたり。

一方従業員の家族に對し就業方を勸告する等對策に腐心せり
一 四 解 決 狀 況

双方態度強硬なる爲事態を慮つた福岡縣特高課並各所轄警察署に在りては双方の會見を催進斡旋の結果漸く午后十時四十分會社側は内田常務取締役、あ富田營業課長、宮田總務課長、小林秘書、従業員側は西野鐵夫外十五名か會見するに至り要求條項二十二項目に付遂條的折衝をなしたるが此の間双方の

意見一致せず容易に解決せなかつたのであるが結核會社側の譲歩により翌朝午前四時左の條件を得たるを以て一應交渉委員は各車庫に待期せる爭議團に此旨報告したる處各車庫共異議なく之を承認したる爲直ちに會社側に承認の旨を回答し解決を見るに至り午前六時より各々運轉に従事し平常に復したのである。

解決決 條 件

- 1、減點制の即時廢止 不承認 賞罰は明かにしたる
- 2、食事時間の十五分制定 承認
- 3、初任給壹圓貳拾錢の制定 保 留 重役會にかけて善處する
- 4、居殘制廢止並居殘廢止迄五割の手當支給 承認